

◆修学支援新制度（給付+減免）

日 本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

募集時期	一次採用：4月1日（月）～6月21日（金） 二次採用：9月2日（月）～11月22日（金）
実績人数	315名（2023年度実績）
対象者	学業成績等に係る基準や家計（所得金額・資産）に係る基準、及び高等学校等卒業から入学までの期間や在留資格等に関する要件を満たす人
給付月額／減免額	<p>第Ⅰ区分 自宅通学：38,300円（42,500円） 自宅外通学：75,800円／満額（上限の範囲内）</p> <p>第Ⅱ区分 自宅通学：25,600円（28,400円） 自宅外通学：50,600円／第Ⅰ区分の2/3</p> <p>第Ⅲ区分 自宅通学：12,800円（14,200円） 自宅外通学：25,300円／第Ⅰ区分の1/3</p> <p>第Ⅳ区分 自宅通学：9,600円（10,700円） 自宅外通学：19,000円／第Ⅰ区分の1/4</p> <p>※生活保護を受けている生計維持者と同居している人、及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、カッコ内の金額となります。</p> <p>※4月～9月は2023年の課税情報、10月～翌年9月は2024年の課税情報で支援区分が変更されます</p>
給付期間	<p>修業年限まで</p> <p>※学業基準に該当しない場合は終了、家計基準により支援区分の見直しあり</p>
交付時期	毎月11日（11日が土日祝の場合は金融機関の前営業日）
申込基準	<p>学力基準</p> <p>【1年次生】 高等学校等における評定平均値が3.5以上 もしくは 「学修計画書」で学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる者</p> <p>【2年次生以上】 累計GPAが上位1/2以上（各学部各学科で選考） もしくは、次のいずれにも該当 ・前年度までに2年次生：31単位以上、3年次生：62単位以上、4年次生以上：93単位以上修得 ・「学修計画書」で学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる者</p>
	<p>家計基準</p> <p>【所得】 住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯、第Ⅳ区分は世帯年収が600万円程度の多子世帯 ※多子世帯=生計維持者が扶養する扶養親族数が3人以上である世帯</p> <p>【資産】 本人及び生計維持者の資産額の合計が下記の基準額未満であること ・生計維持者が1人の場合：1,250万円 ・生計維持者が2人の場合：2,000万円</p>
	<p>その他の基準</p> <p>【在留資格】 法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（条件あり）、家族滞在（条件あり）</p> <p>【その他】 高等学校等卒業から入学までの期間が2年を経過していない人</p>
出願方法	日本学生支援機構奨学金 手続きの流れ （④にとぶ）を確認してください
選考方法 および 結果発表	<p>【選考】 大学で選考：学力、その他の基準 日本学生支援機構で選考：家計基準（マイナンバー情報により選考）</p> <p>【結果】 振込後、採用者にはM-Portで通知します。通知があった人は通知内容に従ってください</p>